

防災管理

点検報告

(消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2)

あなたの建物は
大丈夫？



防災管理点検報告制度とは？

家具類の転倒防止対策等、震災などの大規模な災害時に必要な事項を防災管理点検資格者に点検させ、結果を1年に1回、消防署長に報告する制度です。

建物の所有者や事業所（テナント）ごとに報告義務があります。

詳しくは[ホームページ](#)をご覧ください。



消防設備等を点検する**消防用設備等点検報告制度**、防火管理上必要な業務等を点検する**防火対象物点検報告制度**とは**異なる制度**です。

点検・報告の流れ

1

建物のオーナー、事業所の代表者等は、**防災管理点検資格者**に点検を依頼します。



2

防火対象物点検資格者は**防災管理上必要な業務等**が基準に適合しているかどうかを点検し、その結果を報告書にまとめます。



3

建物のオーナー、事業所の代表者等は、その報告書を**年1回**建物を管轄する消防署又は出張所の窓口へ**提出**してください。





点検が義務となる建物なのか確認してみよう！！

防火管理者選任義務のある防火対象物のうち、
次の1から3に該当するものです。

- 1 表1に掲げる対象用途で、IからⅢの規模のいずれかに該当するもの
- 2 複合用途防火対象物の場合は、表2に該当するもの
- 3 延べ面積1,000㎡以上の地下街（16の2）項

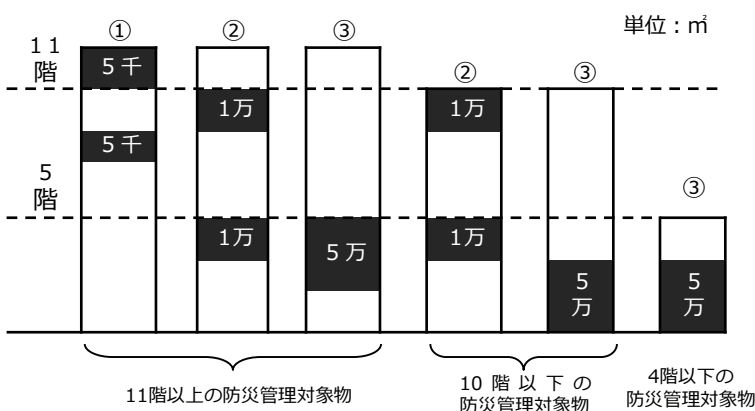
表1

対象用途	(1) 項	劇場等	(2) 項	風俗営業店舗等	(3) 項	飲食店等
	(4) 項	百貨店等	(5) 項イ	ホテル等	(6) 項	病院・社会福祉施設等
	(7) 項	学校等	(8) 項	図書館・博物館等	(9) 項	公衆浴場等
	(10) 項	車両の停車場	(11) 項	神社・寺院等	(12) 項	工場等
	(13) 項イ	駐車場等	(15) 項	その他の事業場等	(17) 項	文化財である建築物
規模	I	地階を除く階数が1以上の防火対象物		かつ	延べ面積1万㎡以上	
	II	地階を除く階数が5以上10以下の防火対象物		かつ	延べ面積2万㎡以上	
	III	地階を除く階数が4以下の防火対象物		かつ	延べ面積5万㎡以上	

表2

複合用途防火対象物（16）項における考え方	
表1の対象用途に供する部分の全部又は一部が…	表1の対象用途に供する部分の床面積の合計が…
① 11階以上の階にある防火対象物	➡ 1万㎡以上
② 5階以上10階以下の階にある防火対象物	➡ 2万㎡以上
③ 4階以下の階にある防火対象物	➡ 5万㎡以上

【例】



特例認定された建物又は事業所は、3年間点検及び報告が免除されます。

アプリを使って次回報告日を自動通知しよう！！



まずはアプリをダウンロード！！



~やり方~*

- ① ボトムメニュー「スケジュール」を選択
- ② 右下の「+」を選択し「予定の登録」画面へ
- ③ 「各種届出」の「防火対象物点検結果報告書」を選択
- ④ 予定日（次回点検報告日）や通知を設定

東京消防庁 公式アプリ



ダウンロードはこちら！



iOS版

App Store

からダウンロード



アンドロイド版

Google Play

でダウンロード

